

## 袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館昭和放課後児童クラブ

### 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館昭和放課後児童クラブ

袖ヶ浦市坂戸市場 1 4 3 1 番地

#### (2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の授業終了後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館昭和放課後児童クラブ（以下「昭和放課後児童クラブ」という。）の利用の承認に関する業務

(ウ) 昭和放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、昭和放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 昭和放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 昭和放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

### 2 非公募により指名した理由

昭和放課後児童クラブは、市の設置する他の放課後児童クラブの指定期間と終期を合わせるため、指定期間を従来より短縮し、2年間としている。

現在昭和地区で運営されている放課後児童クラブの3施設のうち1施設が平成30年度をもって閉所となるため、市が施設を昭和小学校に新築し、指定管理者により運営しようとするものである。昭和放課後児童クラブは閉所となる施設の実質的な代替施設であり、継続的に安定した保育を提供することが重要となる。

また、既設の2施設の運営者と同一とした場合には利用者の入所調整等も容易になり、昭和小学校のグラウンドの利用やイベントなど3施設が連携し取り組むことで、同一水準のサービスを一体的に提供す

ることができる。

以上の点を勘案し、現在の昭和地区放課後児童クラブ運営者であり、人材の確保育成を進め、これまで適切な運営を行い、児童、保護者及び地域との信頼関係が築かれていること、併せて今回は指定期間が2年の短期間であることからNPO法人キッズパレットを非公募により指名したものである。

### 3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	NPO法人キッズパレット
所 在 地	袖ヶ浦市坂戸市場1392番地1
設立年月日	平成24年1月25日
資 本 金	—
従 業 員 数	39人 ※平成30年11月1日時点
主たる業務内容	1 放課後児童健全育成事業 2 児童・生徒の健全育成事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

#### (1) 事業計画等

ア 児童が安全で安心して過ごすことができる環境を整え運営を行う。

イ 児童が遊びや生活の場を通して、思考力・判断力・表現力を養い、豊かな人間関係を構築できるよう支援する。

ウ 学校や地域と連携し児童の成長を見守り、地域に開かれた活動を行う。

エ 効果的かつ効率的な管理運営に努め、経費の削減を図る。

オ 個人情報への取扱いには十分留意し、適切な管理及び保護のための措置を講じる。

カ 利用者に対し正当な理由がない限り利用することを拒まない。

#### (2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

2019年度（平成31年度） 6,949千円

2020年度（平成32年度） 7,013千円

## 5 指定管理者候補の選定概要について

### (1) 募集経過の概要

非公募により指名し、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 平成30年7月2日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 平成30年7月19日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 平成30年7月20日から同月24日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 平成30年8月29日から同月31日まで

### (2) 審査方法及び選定結果

10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき審査及び採点した結果を基に、審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員9名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、NPO法人キッズパレットを優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を昭和放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

### 指定手續条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

(1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそ

れないこと。

- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 (略)

(委員構成)

副市長職務代理者総務部長、企画財政部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

## 採点結果

施設名：袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館昭和放課後児童クラブ【非公募】

応募団体：NPO法人キッズパレット

評価点数	161点	
上記評価に対する	適正	不適正
選定委員会の判定	9名	0名

### 評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るため の具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
	② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該施 設の効用を最大限に 発揮させ、その管理を 効率的、かつ、効果的 に行うことができる ものであること。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20
	イ 利用者の増加を図るた めの具体的手法	9	0		3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図る ための具体的手法及び当 該施設の効用を最大限に 発揮させるための手法	31	0		17	24	31	19
	エ 施設の維持管理の内容、 適確性及び実現の可能性	20	失格/0		12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の縮減 効果	25	失格		3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性 及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能と なる人的能力	30		0	18	24	30	19
	ウ 安定的な運営が可能と なる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	161

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(149点)を下回った場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数を超える場合。